

大子町立大子中学校部活動運営方針（令和５年度１０月改訂）

１ はじめに

平成３０年３月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、運動部活動の教育的意義の重要性を認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の働き方改革の必要性、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状から国の「ガイドライン」が示され、学校の設置者である町は「大子町中学校部活動運営方針」を策定した。

本校では、この「大子町中学校部活動運営方針」を受けて、本校の様々な課題を解決しつつ、部活動をより一層効率的・効果的にを行い、生徒の健全な成長を支え、これまで以上に成果を上げることを目指して「大子町立大子中学校部活動運営方針」を定めることとした。

２ 本校の目指す部活動

- 部活動を通して、未来を創り出す資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指す
- 教育課程との関連を十分に図るとともに、生徒や学校、地域の実態に応じて、工夫をしながら活動を推進する
- 生徒一人一人が、将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得する

３ 運動部活動の設置及び加入方針

本校における部活動の設置（新設、統廃合を含む。）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。

また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、「自主選択制」を原則とする。

特別な事情により、新入生の正式入部前の部活動への参加は、学校長の許可を得て活動することができる。

４ 活動計画の立案

本校の各顧問は、「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」【別に定める】を用いて、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）を年度初めに、「活動計画・活動実績」【別に定める】により、毎月の活動計画、活動実績報告書（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を毎月末に作成し、校長に提出する。校長は、学校方針・年間活動計画・月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。また、毎月の活動計画・活動実績により、部活動の活動状況を把握し、適切に部活動が運営されるように適宜指導助言を行う。

5 休養日、活動時間及び運用方法

<休養日>

休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

- (1) 学期中(長期休業日を除く。)は週当たり3日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「休日」という。))はいずれか1日以上を休養日とする。また、休日に大会参加等で1日の上限を超えて活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。ただし、総合体育大会、新人体育大会、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストの1か月前については、この限りではない。
- (2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中(長期休業日を除く。)に準じた扱いとする。全体の活動日数は、長期休業全体の半分以上とする。また、生徒が十分な休養を取るとともに部活動以外にも多様な活動が行えるように、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。学校閉庁日(8/13～8/15、11/13、12/27・12/28)及び夏季休業最後の平日3日間は部活動を行わない。

<活動時間>

以下に示した上限の範囲内で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間を設定する。(練習試合や大会等の当日を除く。)

- (1) 平日の活動時間は、2時間を上限とする。(長期休業日を含む。)
- (2) 休日及び祝日の活動時間は、3時間を上限とする。
- (3) 活動時間には、準備、片付け、移動時間を含まない。
- (4) 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養を取るための時間の確保や、学校生活に支障をきたさないようにするため、また、保護者の負担を軽減するため、朝練習は原則実施しないこととする。ただし、部活動に設定されていない「太子町陸上競技大会」及び「中央地区駅伝競走大会」の練習に限り、大会前1か月間の朝練習を許可するものとする。

<運用>

活動時間は、週3日の休養日(平日2日、休日1日)を原則とし、1週間の総練習時間が11時間を超えないようにする。なお、休日に大会参加や練習試合等を実施し、休養日を確保できなかった場合には、原則翌週の休日に休養日を設ける。

(例) 休日に大会等が続く場合には、後4週間の中で休養日を設ける。

<留意点>

- (1) 部活動の休養日は、上記の原則を踏まえた上で、長期休業中も含めて、学校で同一の曜日に設定したり部活動毎に曜日を設定したりするなど、実態に即して校長が判断する。
- (2) 定期テストや実力テストの前や地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事期間の休養日」等として、休養日を設ける。
- (3) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。
- (4) 上記の休養日等を確保するために、参加する大会数を精査する。県総体や県新人戦を含め、月1大会程度を目安とする。

6 安全対策

- (1) 顧問は、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康及び安全の確保に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。
- (2) 顧問は、万が一に備え、本校の「学校危機管理マニュアル」を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認する。
- (3) 顧問は、以下の点に留意し、部活動における熱中症事故の防止等、安全確保を徹底する。
 - ① 気象庁や環境省から熱中症警戒アラートが発せられた場合、運動部活動は原則として行わない。
 - ② 実施が可能と判断し活動する際にも、活動場所に熱中症指数計を持参する。暑さ指数（WBGT）の値が31℃を超えた場合、活動を中止する。
 - ③ 活動は、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
 - ④ 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を行う。

7 その他

- (1) 文化部（吹奏楽部、文芸部）の活動についても以上の方針を適用する。
- (2) この方針は、平成30年10月1日から運用を始める。
- (3) 令和元年9月1日一部改正。
- (4) 令和4年4月1日一部改正。
- (5) 令和5年4月1日一部改正。
- (6) 令和5年10月23日一部改正。